

由宇地域における公共施設アクションプログラム

神東エリア

令和6年3月

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 由宇地域神東エリアの概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

小学校区	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
神東小	6	284	547人	26人 (4.8%)	230人 (42.0%)	291人 (53.2%)

(2) 施設の設置状況

由宇地域の神東エリアの公共施設は、13施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別 計画 掲載 ページ
					複合 施設	構造	建設 年	延床面積 (㎡)	耐震 性	災害 区域			
1	市民文化系施設	集会所	神東	由宇原集会所	—	W	2001	105.30	○	高	継続	検討	17
2	社会教育系施設	博物館・郷土資料館	神東	由宇歴史民俗資料館	—	RC	1993	510.51	○	高	継続	検討	79
3	スポーツ・レクリ エーション系施設	キャンプ場、その他レクリ エーション・観光施設	神東	銭壺山便所	—	W	1981	21.71	旧	—	継続	維持(修繕)検討	115
4	スポーツ・レクリ エーション系施設	キャンプ場、その他レクリ エーション・観光施設	由西	銭壺山管理棟	—	W	1983	44.72	○	—	廃止	廃止	115
5	産業系施設	研修センター	神東	由宇農村婦人の家・神東農 家研修センター	—	S	1978	403.27	旧	—	継続	検討	130
6	学校教育系施設	小学校	神東	神東小学校	—	RC	1975	1,754.51	○	土	継続	検討	158
7	子育て支援施設	放課後児童教室	神東	神東放課後児童教室	—	民間施設貸借			—	土	継続	検討	227
8	行政系施設	消防団車庫等	神東	由宇町消防機庫・第4分団 (神東)	—	S	2001	42.32	○	—	継続	維持(修繕)検討	260
9	行政系施設	消防団車庫等	神東	由宇町消防機庫・第4分団 (天神)	—	CB	1980	29.73	旧	土	継続	維持(修繕)検討	260
10	行政系施設	消防団車庫等	神東	由宇町消防機庫・第4分団 (原)	—	CB	1980	15.29	旧	高	継続	維持(修繕)検討	260
11	公営住宅	公営住宅	神東	由宇伊道住宅	—	RC	1992	433.99	○	高	継続	維持(長寿)	289
12	公営住宅	公営住宅	神東	由宇一藤住宅	—	W	1961	277.02	旧	土・高	検討	検討	289
13	その他	普通財産集会所	神東	田高多集会所	—	W	1980	79.49	旧	—	移転	廃止,協議	330

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のよう

に地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。
「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口
神東エリア	由宇原集会所	6	284世帯 547人

* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。

3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

(1) 集会系施設（普通財産集会所を含む。）

集会系施設として、集会所が 1. 由宇原集会所の 1 施設、普通財産集会所が 13. 田高多集会所の 1 施設、合わせて 2 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 39・40 ページと 336・337 ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設のうち、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。
- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとします。地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

1. 由宇原集会所

耐震基準を満たしており、地域づくり拠点施設としての位置付けを含め、施設の在り方について検討を行う。

13. 田高多集会所

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、地域自治会等と廃止について協議する。

なお、施設の状況を十分説明した上で、地域自治会等が施設の譲渡を希望する場合は、譲渡する。

ウ アクシオンプログラム

1. 由宇原集会所

神東エリアの地域づくり拠点施設とします。2001 年に新耐震基準で建設し、建築から 22 年経過しています。老人会、介護予防教室などに使用され、諸室の平均稼働率は 2.2%で、年間約 500 人

が利用しています。地域づくり拠点施設に位置づけることから、保全計画（令和 7 年度に策定予定。以下同じ。）に基づき計画的に改修を行い継続使用します。

管理運営は地元自治会が指定管理者となり、一部の費用負担（市は保守点検費用を支出）を含め行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい地域力をいかした活動や管理運営手法を、令和 7 年度までに検討します。

13. 田高多集会所

1980 年に旧耐震基準で建設し、建築から 43 年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が顕著なことから、令和 7 年度までに地元自治会等と廃止について協議します。

なお、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について令和 7 年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

(2) 博物館・郷土資料館

博物館・郷土資料館として、2. 由宇歴史民俗資料館を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 80 ページを参照）

【機能】

岩国市の歴史遺産、郷土の歴史・民俗等を後世に引き継ぐために重要な役割を果たしていることから、基本的に継続します。

【建物】

国等の有形文化財に指定され、又は登録されている歴史的建造物は、法令等に基づき必要な補修を行って保存・活用します。

地域の生活文化や農機具等の資料の保存・展示をしている歴史民俗資料館については、観覧者の利便性を考慮した施設配置の在り方、歴史資料や民具等の一括した収蔵・展示方法を検討した上で、集約を図ります。

【管理運営】

これまでの保存・展示中心の機能に加え、体験・交流型の事業展開を図り、歴史資料等に触れる機会を提供して、利用者の増加を目指すことが求められているため、調査・研究を主たる業務とする学芸員の役割を明確にし、施設の管理運営の在り方について民間活力の活用を含めて検討します。

イ 個別施設計画での方向性

2. 由宇歴史民俗資料館

地域の生活文化や農機具等の資料の保存・展示を行い、各地域の生活文化の歴史等を学ぶための機能は継続するものの、旧自治体の各所に設置されていることから集約し、一体的に学習できるように検討する。

由宇歴史民俗資料館は、耐震基準を満たしていることから、当面は継続利用するものの、利用実態を精査し、補助金等適正化法との関係を整理した上で、転用・廃止を含めて活用方法について検討する。

ウ アクシオンプログラム

2. 由宇歴史民俗資料館

1993 年に新耐震基準で建設し、建築から 30 年経過しています。令和 3 年 3 月に策定した「岩国市博物館等施設再整備計画」に基づき、令和 7 年度までに資料の新博物館への集約及び集約後の施設の転用・廃止を含めて活用方法の在り方を検討します。

(3) キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設

キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設として、3. 銭壺山便所、4. 銭壺山管理棟の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は121ページを参照）

【機能】

本市の豊かな自然環境を保全活用し、地域内外の交流と地域の活性化の場となっていることから基本的に継続するものの、民間の類似施設も含めた立地状況を視野に入れながら、キャンプ場等の配置の在り方について検討します。

【建物】

キャンプ場施設は、必要な修繕を行って維持し、キャンプ場等の配置の在り方を検討する中で、施設の改修等の在り方についても検討します。

指定管理者が創意工夫により安定した運営を行っている施設については、市の役割を明確にした上で、指定管理者への譲渡について協議します。

【管理運営等】

引き続き指定管理者制度により管理運営を行う施設については、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

3. 銭壺山便所

旧耐震基準の建物であり、老朽化が進んでいる。利用者等の利便性と、公衆衛生の確保の観点から、当面は必要な修繕等を行い継続利用するものの、利用実態を調査し、改修が必要となった段階で、在り方について検討する。

4. 銭壺山管理棟

耐震基準を満たしているものの、倉庫として使用していることから、廃止する。

ウ アクシヨンプログラム

3. 銭壺山便所

1981年に旧耐震基準で建設し、建築から42年経過しています。登山客の利便性と、公衆衛生の確保の観点から、必要な修繕を行い継続利用します。

4. 銭壺山管理棟

1983年に新耐震基準で建設し、建築から40年経過しています。イベント等の倉庫として活用していることから、必要な修繕を行い継続使用します。

(4) 研修センター

研修センターとして、5. 由宇農村婦人の家・神東農家研修センターを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は131・132ページを参照）

【機能】【建物】

農業技術の研修の場などの目的に沿って国庫補助金等を導入して建設したものの、利用実態は集会所と同様となっていることから、補助金等適正化法の関係を整理した上で、用途を変更し、なかでも「地域づくり拠点施設」となる施設については、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

地域コミュニティの活動の場となっている施設で耐震基準を満たしている施設については、地域への譲渡について協議します。地域に譲受けの意向がない場合は、当分の間、現行どおりで継続使用するものの、改修が必要となった段階で廃止（除却）します。

旧耐震基準の施設については、廃止します。なお、施設の状態を十分説明した上で、地域から譲り受けの意向が示された場合は、譲渡します。

施設の譲渡に当たっての施設の改修に対する支援の仕組みを検討します。

イ 個別施設計画での方向性

5. 由宇農村婦人の家・神東農家研修センター

地域の特産品を加工製造・販売し、地域の活性化に寄与していることから機能は継続するものの、旧耐震基準の建物であり、老朽化が進んでいることから、由宇農村婦人の家・神東農家研修センターと由西農家研修センターとの機能・施設の統合を図り、施設の在り方について、管理運営手法を含めて検討する。

ウ アクションプログラム

5. 由宇農村婦人の家・神東農家研修センター

1978年に旧耐震基準で建設し、建築から45年経過しています。味噌、漬物などの地域の特産品を加工製造・販売しているほか、市民団体の活動の場として使用され、諸室平均稼働率は57.9%で、年間約1,600人が利用しています。

施設は、耐震診断は未実施で、老朽化が顕著であること、類似施設として由西農家研修センターが設置されていることから、令和7年度までに機能・統合の可能性について検証し、施設の在り方について検討・協議します。

(5) 小学校

小学校として、6. 神東小学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は164・165ページを参照）

【機能】

義務教育である小学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童の社会性の確保の観点から、児童数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成31年2月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を踏まえ、保護者や地域の方々などから広く意見を聴き、今後の方向性を検討します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成31年2月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

イ 個別施設計画での方向性

6. 神東小学校

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づく適正規模適正配置についての取組を「推進する学校」との位置づけを踏まえ、統廃合等について検討・協議を行う。

検討・協議結果により、今後も学校施設として継続する場合は、耐震基準を満たしていることから、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

6. 神東小学校

校舎は1975年に、体育館は1979年に、いずれも旧耐震基準で建設し、校舎は2016年に、体育館は2010年に耐震改修を行い、耐震基準を満たしていますが、建築からそれぞれ48年、44年経過しています。

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」における推進対象校に該当することから、引き続き、適正化について検討・協議します。施設については、当面必要な修繕を行い、継続使用します。

なお、現在の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用についてセキュリティの確保や学校経営に支障のない範囲内で令和7年度までに検討します。

(6) 放課後児童教室

放課後児童教室として、7. 神東放課後児童教室を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は229ページを参照）

【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

【施設】

施設は、児童1人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

7. 神東放課後児童教室

民間の施設を借用して設置していることから、学校内若しくは他の公共施設との複合化について検討する。

ウ アクシヨンプログラム

7. 神東放課後児童教室

令和5年度から神東小学校の教室を使用して開室しています。神東小学校の修繕に合わせ対応します。なお、移転するまで借用していた民間施設の契約は、令和4年度末に解除しています。

(7) 消防団車庫等

消防団車庫等として、8. 由宇町消防機庫・第4分団（神東）、9. 由宇町消防機庫・第4分団（天神）、10. 由宇町消防機庫・第4分団（原）の3施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は263・264ページを参照）

【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置（人員・規模・場所含む）の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在

り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ 個別施設計画での方向性

8. 由宇町消防機庫・第4分団（神東）、9. 由宇町消防機庫・第4分団（天神）、

10. 由宇町消防機庫・第4分団（原）

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

8. 由宇町消防機庫・第4分団（神東）、9. 由宇町消防機庫・第4分団（天神）、

10. 由宇町消防機庫・第4分団（原）

由宇町消防機庫・第4分団（神東）は新耐震基準で、他の施設は旧耐震基準で建設し、建築から22年～43年が経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和7年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、令和8年度には消防団施設の再配置計画を策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

(8) 公営住宅

公営住宅として、11. 由宇伊道住宅、12. 由宇一藤住宅の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は295・296ページを参照）

【機能】

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い方に低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能は継続します。

【建物】

人口減少や人口構造の変化、公営住宅に対する需要予測を捉え、岩国市としての公営住宅の管理戸数を明確にした上で、旧耐震基準で建設し、老朽化が激しい公営住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、用途廃止を進めます。

その上で、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、行政と民間の役割を明確にした上で、民間ストックを活用した公営住宅の提供や建て替えにより必要な管理戸数を確保します。

一方、今後も継続する住宅は、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、必要な修繕を行い機能を維持し、将来的には統合・建て替え等について検討します。

なお、令和4年度に策定した「住生活基本計画」及び今後改定する「市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

【管理運営】

管理運営については、他の住宅を含めて一括して指定管理者制度を導入していることから、現行どおりとし、要求水準の内容確認やモニタリング評価の徹底を図るなど、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

11. 由宇伊道住宅

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

12. 由宇一藤住宅

旧耐震基準の建物で、老朽化が顕著なことから、住生活基本計画及び次期長寿命化計画策定のなかで今後の在り方について検討を行う。

ウ アクションプログラム

「岩国市営住宅長寿命化計画」（令和 5 年 3 月策定。以下「長寿命化計画」という。）による由宇地域の令和 4 年現在の公営住宅の管理戸数は 110 戸で、将来（令和 32 年）の必要戸数を 67 戸としています。必要管理戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

11. 由宇伊道住宅

1992 年に新耐震基準で建設し、建築から 31 年経過しており、管理戸数 6 戸のうち 5 戸に入居しています。

おおむね 30 年後も耐用年限未経過であることから、必要管理戸数を確保するため長寿命化計画を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い継続利用します。

12. 由宇一藤住宅

1961 年に旧耐震基準で建設し、建築から 62 年経過し、管理戸数 9 戸のうち 6 戸に入居しています。

簡易な診断の結果、条件を満たしていますが、老朽化が顕著となっていることから、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

4. 由宇地域神東エリアにおける今後の取組

(1) 譲渡について協議する施設

該当する施設はありません。

(2) 廃止について協議する施設（2 施設）

ア 用途を廃止し、除却時期を調整する施設

該当する施設はありません。

イ 施設使用者等と廃止に向け協議を行う施設（1 施設）

13. 田高多集会所

【対応方針】

現在、使用者がいる施設は、利用実態を精査し、施設の廃止について令和 7 年度までに協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
13										
	利用実態の精査、廃止に向けた協議			協議結果に基づき対応						
協議先	神東自治会									
担当部署	廃止の協議、施設維持管理・・・由宇総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・地域づくり推進課									

ウ 市営住宅（1 施設）

12. 由宇一藤住宅

【対応方針】

旧耐震基準で建設し、簡易な診断の結果、条件を満たしていますが、老朽化が顕著となっていることから、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
12	 新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止									
担当部署	建築住宅課、由宇総合支所農林建設課									

(3) 計画的な改修等を行う施設（4施設）

ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設

該当する施設はありません。

イ 計画的に改修を行い継続使用する施設（2施設）

1. 由宇原集会所

【対応方針】

地域づくり拠点施設として、保全計画に基づき計画的に改修を行い継続利用し、地域力をいかにした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1	 保全計画策定									
	 管理運営手法の検討									
	 計画に基づく対応									
	 検討結果に基づき対応									
協議先	原自治会									
担当部署	施設維持管理・・・由宇総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・地域づくり推進課									

11. 由宇伊道住宅

【対応方針】

必要管理戸数を確保するため長寿命化計画を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続利用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
11	 保全計画策定									
	 計画に基づく対応									
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・建築住宅課、由宇総合支所農林建設課									

ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設（2施設）

3. 銭壺山便所、4. 銭壺山管理棟

【対応方針】

今後も必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
3. 4.	 必要な修繕等を行い継続使用									
担当部署	施設維持管理・・・由宇総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・観光振興課									

(4) 建て替え等の検討が必要な施設

該当する施設はありません。

(5) 今後検討が必要な施設（7施設）

ア 施設・機能の再編・再配置の検討（1施設）

5. 由宇農村婦人の家・神東農家研修センター

【対応方針】

地域の特産品を加工製造・販売する機能は今後も必要なものの、施設は、耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいること、類似の施設である由西農家研修センターが設置されていることから、機能統合について可能性を検証した上で、施設の在り方を検討・協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
5	機能統合の可能性の検証 施設の在り方検討・協議 検討・協議結果に基づく対応									
協議先	地元自治会等利用団体									
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・由宇総合支所農林建設課 本庁所管部署・・・農林振興課									

イ 消防団施設（3施設）

8. 由宇町消防機庫・第4分団（神東）、9. 由宇町消防機庫・第4分団（天神）、

10. 由宇町消防機庫・第4分団（原）

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和7年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和8年度までに策定し、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
8～10	消防団の体制、組織の検討			消防団施設再配置 計画策定	計画に基づき、施設の統廃合、更新等を実施 継続使用する施設は、必要な修繕等を実施					
協議先	由宇方面隊第4分団									
担当部署	消防団の体制、組織の検討・・・危機管理課・由宇総合支所地域振興課 施設維持管理・・・由宇総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・危機管理課									

ウ 既定計画・既定方針に基づき検討する施設（3施設）

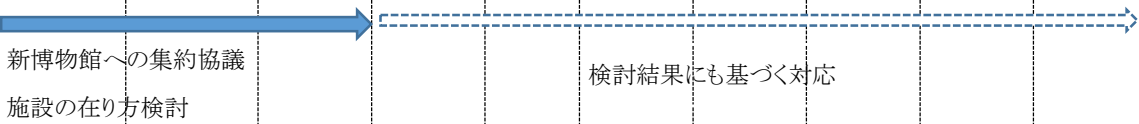
2. 由宇歴史民俗資料館

【対応方針】

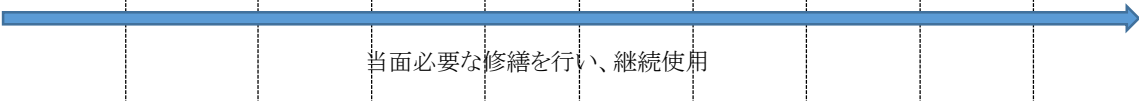
岩国市博物館等施設再整備計画に基づき、新博物館への集約及び集約後の施設の在り方を令和7年度までに検討します。

6. 神東小学校、7. 神東放課後児童教室

【対応方針】

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
2										
担当部署	検討を行う部署・・・岩国徴古館・文化財課由宇分室 施設維持管理・・・文化財課由宇分室 本庁所管部署・・・岩国徴古館									

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」における推進対象校に該当することから、引き続き、適正化について検討・協議します。施設については、当面必要な修繕を行い、継続使用します。放課後児童教室については適正化の検討結果に基づき対応します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
6. 7.										
担当部署	検討を行う部署・・・6. 教育政策課・学校教育課・教育委員会由宇支所、7. 保育幼稚園課 施設維持管理・・・6. 教育委員会由宇支所、7. 保育幼稚園課 本庁所管部署・・・6. 教育政策課、7. 保育幼稚園課									

5. 再編・再配置の検証

由宇農村婦人の家・神東農家研修センターと由西農家研修センターとの機能統合の可能性についての検証については、由西エリアの公共施設アクションプログラムに記載してあります。

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

集会系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、以下のとおり定めます。

集会系施設

岩国市公共施設個別施設計画では、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」として位置づける施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象として地域に無償譲渡することとしています。

地域が利用しやすくすることで利用度を高め、住民自治の更なる推進を図るため、集会系施設、普通財産集会所等を地縁団体に無償譲渡するもので、譲渡を円滑に進める上で必要な支援を、「岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金」の特例措置として、令和14年度を期限に、次のとおり定めます。

なお、旧耐震基準で建設し、耐震診断が未実施の施設であっても、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲り受ける意向がある場合は、無償譲渡の対象としています。譲受けの意向がない場合は、補助金等適正化法の処分制限がある場合を除き、普通財産に転用し、修繕が必要となった場合は廃止します（借主が自主的に修繕を行うことは可能です）。

- ・地縁団体が譲渡後に行う譲渡施設の修繕工事の一部（費用の8／10。ただし、300万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・前記の修繕工事を行わず、新たな集会所の新築工事を行う場合、その建築工事の一部（費用の8／10。ただし、1,100万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・地縁団体が負担する所有権移転に必要な経費について補助します。

- ・譲渡後の譲渡施設の固定資産税については、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する
場合、申請により減免となります。

このほか、旧耐震基準で建築した譲渡施設のうち、建物の耐用年数が未到来で、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する施設については、市において耐震診断を行います。

(2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認した上で利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に策定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

(4) 指定管理者制度の適切な運用

指定管理者制度は、市からの委任を受けて、公共施設の管理運営を民間等の事業者が行うもので、市が指定管理者に依頼することについては、1 施設の維持管理業務、2 施設の管理運営業務、3 施設での事業等の業務に分類され、それぞれ、どのようなことを、どの程度行うこととするのかを予め示すことが必要となっています。これを「要求水準」といい、次のことを具体的に示すこととなります。

1 施設の維持管理業務

公共施設を適切に維持するために必要な建物や設備の保守点検業務等

2 施設の管理運営業務

開館日・開館時間における施設の利用申請の受付と使用の決定、使用料等の徴収等の業務、実施体制の整備、施設の情報発信、緊急事態への対応等

3 施設で行う諸事業等の業務

施設の役割を果たすための事業や講座等の内容や実施回数等

これらを実施するために必要な費用については、「指定管理料」として支払うことになり、改めて適正な見積りが必要となります。なお、「指定管理料」は施設の利用者等からの利用料金などの収入を控除した金額となることから、利用率の設定など十分な検証も必要となります。

一方、指定管理者は、施設の設置目的に則して、施設の利用を高めるための自主事業を自らの責任と費用負担のもと実施することができ、その収入は指定管理者の収入となります。

こうした取組を評価・検証するため「モニタリング評価」制度が設けられており、指定管理者が自ら「セルフチェック」を行った上で、市の担当者が指定管理者の評価内容を確認・点検し、さらに別途、異なる視点で評価する仕組みが確立されていることが望ましいとされています。こうした評価を適切に実施するため、要求水準の内容を明確にしておくことが重要となります。

由宇地域、神東エリアの公共施設では、公営住宅に指定管理者制度を導入していますが、改めて、業務仕様書の「要求水準」の内容を点検するとともに、モニタリング評価を行い、指定管理者制度の適切な運用ができているか検証します。

7. 施設位置図

